

非核三原則の堅持を求める意見書

日本は、かねてより核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則を堅持してきた。それは、日本が唯一の被爆国として、戦争の悲惨な経験を知っているからである。

わが鳥取県は、昭和62年に核兵器廃絶平和鳥取県宣言を採択し、「核兵器を廃絶し恒久平和を実現することは、人類共通の悲願であり、鳥取県民の心からの希求である」としている。

人類の繁栄や恒久平和、無用な殺りくの防止のため、核兵器を廃絶し、非核三原則を堅持することは、今を生きる人間の果たすべき責任である。

ついては、本議会として、政府において、非核三原則を堅持されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条によって意見書を提出する。

令和8年3月17日

鳥取県東伯郡湯梨浜町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣